

第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等 基本計画（素案）についてご意見を募集します

意見募集期間 令和2年3月10日（火）～令和2年4月10日（金）まで（期間内必着）

札幌市では、平成21年4月1日より施行した「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」に基づき、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するために、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（第1次・第2次）を策定し、様々な取組を進めてきました。

この計画は、市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくものです。

このたび、第3次計画（素案）を策定しましたので、この素案に対する皆さまのご意見を募集し、今後、お寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を行い、令和2年中に計画を策定する予定です。

また、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしません。お寄せいただいたご意見の概要及びそれらに対する市の考え方については、令和2年5月頃にホームページなどで公表いたします。

1 意見の提出方法

(1) 提出方法、様式等

本書に添付している所定の「ご意見記入シート」か、これに準じた様式で下記提出先への郵送、持参、FAXまたは電子メールにより意見募集期間までに提出してください（ご意見などの概要を公表する際は、氏名及び住所は公開いたしません）。

なお、電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。

(2) 電子メールによる場合の注意事項

件名に「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（素案）に対する意見」と記載し、本文欄には、「ご意見記入シート」に準じた様式でご意見を記載のうえ、送付してください。

(3) その他

障がいのある方で上記の方法によることが困難な方は、下記の提出先にお越しいただくと、聞き取りでの提出にも対応いたします。

2 意見の提出先・お問合せ先

札幌市市民文化局地域振興部政課（札幌市役所本庁舎13階）

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2252 FAX：011-218-5156

Eメール：kusei@city.sapporo.jp

受付時間（持参の場合）：平日の午前8時45分～午後5時15分

市政等資料番号
01-D01-19-2816